

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

エジプト・アラブ共和国

【新規】

債券格付	(5年債)	AA+
債券格付	(10年債)	AA

■格付事由

- 格付は、下記の2031年を満期とする債券（5年債）と2036年を満期する債券（10年債）の計2本の円貨債券を対象とするものである。これら2本の円貨債券には、アフリカ開発銀行（AfDB）により、元本についていずれも100%、利払いについては10年債は4年目以降、5年債は1年6ヵ月目以降を対象として、それぞれ取り消し不能の保証が付される。保証人は、利息保証期間の開始日より前に発生する利息および一切の遅延利息は保証の対象としない。JCRは、本債券の格付について、発行体ならびに保証人の信用力を、将来支払われる元利金に対するウェイトに応じて反映させている。保証人であるAfDBは、コートジボワール共和国のアビジャンに本部を有する国際開発金融機関である。JCRでは26年1月21日に同行の長期発行体格付を「AAA」、格付の見通しを「安定的」と公表している。加盟国からの強い支援、堅固な財務基盤、慎重な財務およびリスク管理政策、優先債権者としての地位などがAfDBの格付を支えている。
- エジプト・アラブ共和国（エジプト）は北アフリカに位置する共和制国家。日本の約2.7倍の国土を有し、人口は約1.1億人（25年）で世界14位。IMF統計によると、25年のGDPは約3,650億米ドル、一人当たりGDPは約3,380米ドル。エジプトは、22年12月以降、IMFから拡大信用供与措置（EFF）などの金融支援を受けている。EFFプログラムに沿って、外貨流動性を回復するとともにマクロ経済の安定性を保ち、民間部門主導型の包摂的成長への道筋をつけることを目指している。26年2月、IMF理事会は、EFFのもとでの第5次、第6次統合レビューを完了し、約23億米ドルの資金引き出しを承認した。今後は経済における国家の影響力の低減や公平な競争条件の整備などビジネス環境改善に向けた取り組みの進展が注目される。
- なお、本債券の発行後、発行体と保証人の信用力、諸条件が発行時と変わらない場合、10年債の格付は6ヵ月目以降「AA+」に変更される予定である。また、5年債、10年債とも利払いの保証期間入り後は保証人の信用力のみを反映して「AAA」に変更される予定である。

(担当) 増田 篤・山本 さくら

■格付対象

発行体：エジプト・アラブ共和国（Arab Republic of Egypt）

【新規】

対象	発行額	発行日	償還期日	利率	格付
アフリカ開発銀行保証C号5年円貨債券（2026）（サステナビリティボンド）（適格機関投資家限定分付分割制限少数人私募）	560億円	2026年6月29日	2031年6月29日	(注)	AA+
アフリカ開発銀行保証D号10年円貨債券（2026）（サステナビリティボンド）（適格機関投資家限定分付分割制限少数人私募）	240億円	2026年6月29日	2036年6月29日	(注)	AA

(信用補完) アフリカ開発銀行が10年債については元本および4年目以降の利払いを、5年債については元本および1年6ヵ月目以降の利払いを対象として、それぞれ保証を付与する。

(注) 固定金利。

【参考】

発行体：アフリカ開発銀行

長期発行体格付：AAA 見通し：安定的

格付提供方針等に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2026年6月25日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：杉浦 輝一
主任格付アナリスト：増田 篤
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」（2014年1月6日）として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」（2024年10月1日）、「ソブリン・準ソブリンの信用格付方法」（2021年10月1日）として掲載している。
5. 格付関係者：
（発行体・債務者等） エジプト・アラブ共和国（Arab Republic of Egypt）
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。なお、利払いの一部に保証が及ばない証券の性質に鑑み、JCRは、本債券の格付について、発行体ならびに保証人の信用力を、将来支払われる元利金に対するウェイトに応じて反映させている。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
・格付関係者が提供した経済・財政運営方針などに関する資料および説明
・経済・財政動向などに関し中立的な機関が公表した統計・報告
・格付関係者が提供した格付対象の商品内容に関する書類
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. 格付関係者による関与：
本件信用格付の付与にかかる手続には格付関係者が関与した。
10. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っております。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/en/>）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル